

郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会
現状と課題等に関するワーキンググループ（第9回）
議事要旨

1 日時：平成29年3月24日（金）16:00～17:45

2 場所：総務省11階 総務省第3特別会議室

3 出席者：

(1) 構成員

米山主査、東條主査代理、大谷構成員、大平構成員、佐々木構成員、井手検討会座長代理

(2) 事務局（総務省）

安藤郵政行政部長、岡崎企画課長、北林郵便課長、牛山貯金保険課長、梅村保険計理監理官、森田信書便事業課長、松岡郵政行政総合研究官、神保企画課課長補佐、馬宮郵便課課長補佐

4 議事次第

(1) 開会

(2) 議題

① 地域における郵便局ネットワークの現状について

② その他

(3) 閉会

5 議事要旨

(1) 地域における郵便局ネットワークの現状について

事務局から資料「地域における郵便局ネットワークの現状について」について説明した。主な質疑応答は次のとおり。

東條主査代理：説明資料の8ページについて、日本郵便株式会社法第6条第1項に「（あまねく全国において利用されることを旨として）郵便局を設置しなければならない。」とあり、それを受けて日本郵便株式会社法施行規則第4条第1項にも「～以上の郵便局を設置しなければならない…」とある。これについて、郵便局の概念として施設を物理的に設置するということか、それとも機能をとらえて出張サービスや移動郵便局は可能であるのか。

事務局：現状では物理的に設置することが前提になっているが、将来的には地域のニーズ等も踏まえて、（建物としての物理的な郵便局に限らず）移動郵便局等も検討の余地があると思う。

必ず建物を設置しなければならない、ということは法律には書かれていないので、解釈の問題であるが、この解釈を変えて考えることは今の段階では難しい。ただ、状況を踏まえて検討の余地はある。

東條主査代理：日本郵便株式会社法施行規則第4条第2項第3号に過疎地の郵便局ネットワーク水準を維持することが義務づけられているが、そうになると、過疎地においては次善の効率化の手段としては直営郵便局の簡易郵便局化ということになる。その場合、個人受託者では限界があるが、一方、行政と郵便局の機能は親和性があるので、日本郵

便による地域との調整だけでなく、自治体連携を進め、地方公共団体の一部を簡易郵便局化するというアイディアはあるのか。

事務局：個人受託者では限界があるのは確か。安定的な受託を確保するためにも、自治体の受託拡大は1つの選択肢と考えられる。以前、総務省から全国の地方公共団体に、簡易郵便局の個人受託者の確保と、地方公共団体による受託の検討について文書で依頼していたことがある。

東條主査代理：役場に勤める職員個人が受託者になることは収益等のインセンティブがあるが、地方公務員法の兼業の禁止にあたるので、現状では難しいと考えられるが、地方自治と郵政を所管する総務省でうまく考えられないのか。地方公共団体が受託者になることはただ仕事が増えるだけなので、インセンティブがなく嫌がられるのではないか。

事務局：現状では職員が受託者になることは、地方公務員法との関係で禁止されていて難しいと思うが、今後の対応に向けて勉強したい。

井手座長代理：20ページについて、アメリカでは郵便局の営業時間を弾力的に変えた場合のユニバーサルサービスコスト削減の試算があるが、現在、簡易郵便局の営業時間は弾力的に運用されているのか。

事務局：特段の事情があれば別であるが、基本的には表の営業日時で運営することになっている。

井手座長代理：簡易郵便局しかない地域で、ユニバーサルサービスである保険を扱っていない地域もあるのか。

事務局：保険を扱っていない郵便局は設置基準上カウントしていない。3事業を実施する簡易郵便局を郵便局とみなしてカウントしている。

11ページにあるように、郵便局が1局しかない地域は全て直営郵便局なので、3事業とも取り扱っている。また、2局とも簡易郵便局となっている宮城県大衡村は、ヒアリングした限りだと3事業を扱っているので、保険を取り扱っていない地域はない。

大谷構成員：郵便局のサービス水準の維持の限界に関する試算はあるのか。現在のサービス水準を維持した上で、郵便局の設置基準を守るといつ限界が来るのか。

事務局：総務省としてそのような試算はしていない。日本郵便がそのような試算をしているかどうかは把握していない。

大谷構成員：郵便局の運営が厳しくなる時期に、どういうレベルでサービス機能を維持するのか、設置基準をどうするのか、いつ限界を迎えるのかについて情報をもって対応していくことが必要。

事務局：何をもって限界とするかにもよるので、ネットワーク水準の維持の限界がいつ来るかを試算するのは難しいが、コストWGでは現在のネットワーク水準を維持するためにどのくらいのコスト負担があるのか検討している。

大谷構成員：5ページについて、郵便局で地方公共団体事務を取り扱っている170の市区町村は過疎地か、それとも採算がとれる都心が多いのか。

事務局：過疎地もあるが、政令指定都市でも取り扱っているところもある。郵便局における地方公共団体の特定事務の取扱いについては、各地方公共団体の判断で郵便局に委託するもので、委託をする際には「地

方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」で、議会の議決が必要。

大谷構成員：12ページの自宅から各機関までの平均距離について、この数値は過疎地での実感とは違うと思う。ニーズのあるところに郵便局が設置されていると考えて良いのか。全国平均だけでなく、都市部と過疎地と分けたものも作成した方が良いと思う。

米山主査：12ページで、コンビニATMとコンビニの距離が離れているのはなぜか。コンビニの中にATMが入っているので、同じ数値にならないのか。

事務局：郵便局ATMを見ると、郵便局より近くなっているが、これは1局に複数台あるところがあるので郵便局より近くなっているためであり、同じ理由でコンビニATMもコンビニに複数台あるため、ATMの方が近くなっていると思われる。

大平構成員：みまもりサービスのような取組は大変良いことであるが、実証事業の結果はどうなったのか。8ページの過疎地等に関する法律が制定された当時と現在の状況の差はどのようなものか。過疎地では商業施設が撤退しているので、万屋のようなものが必要であり、みまもりサービスの全国展開は過疎地にとって大変ありがたいことである。

事務局：みまもりサービスについては、勉強会等でタブレットの使い方を教えれば、高齢者の方にもある程度使っていただけるという結果が出たと聞いている。その結果を踏まえ、全国展開を検討しているものと承知している。

過疎地などの指定地域については、各法律でかぶる部分はあるが、状況に応じて見直され、その範囲は広がっている。

大平構成員：過疎地では郵便局の統廃合により広域化し、配達員の負担が大きくなっていると感じるので、コスト削減策によってさらに負担が大きくならないようにしてほしい。

佐々木構成員：20ページについて、簡易郵便局のイメージをあまり持っていないが、簡易郵便局の後継者問題の解決策としては地方公共団体が受託するということだと思われる。施設の確保の条件を変えて、施設の確保にお金を出すことは考えられないのか。また、人員は1人以上とあるが、お金を取り扱うにあたりコンプライアンス上の問題はないのか。後継者の問題とは、地域に後継者がいないということか、それとも代々継いできた簡易郵便局で、次の世代が継いでくれなかったということなのか。

事務局：簡易郵便局を受託しやすい条件を考える必要はあるが、最後は日本郵便の経営判断による。コンプライアンス上の問題については、本社も体制を整えており、体制も強化している。後継者は地域にいない場合もあるし、代々継いできたが途切れた場合もある。

井手座長代理：10ページについて、営業中の郵便局数だけ見ると局数は減少傾向にある。一時閉鎖と営業中を一緒に表にして郵便局数は減少していないと書くと誤解を招くのではないか。また、一時閉鎖の再開も、日本郵便の経営戦略であるが、簡易郵便局をやりたい人と地域のニーズとのマッチングの仕組みを作るべき。

事務局：民営化時に金融業務を実施することで、コンプライアンスが厳しくなり、簡易郵便局の営業をやめる高齢者が多くなり、簡易郵便局の一時閉鎖が増えたことが国会でも問題になった。このため、むしろ一時閉鎖局の再開状況を見るために作った表であることを了承していただきたい。

井手座長代理：みまもりサービスの実証事業はなぜIBMとAppleなのか。国内産業の育成の観点から、日本の企業と提携すべきだったのではないか。

米山主査：14ページについて、店舗数が変わらないことは良いことなのか。他の機関が効率化により減少しているのであれば、店舗数が減ったことが必ずしもサービスの低下とは限らないのではないか。

事務局：第2回WGで日本郵便が駅前局の統廃合について説明している。減らすことが単純にだめというわけではなく、中身も見ていくべきだと考えている。

米山主査：新しい簡易郵便局のモデルを日本郵便が行政と共に検討し、提示すべきだと思う。また、委託手数料は全国一律のようだが、3事業をやらないと生計が立てられないので、もう少しモチベーションを上げられるような仕組みを考えるべきと思う。

大谷構成員：12ページについて、生活者は郵便局に行くためだけに出かけるわけではなく、病院や役場に行くついでに寄ると思われるので、自宅からの距離だけでなく、ニーズを考慮して郵便局を設置すべきと思う。

事務局：日本郵便も生活動線を考えて設置しているものと承知している。8ページの日本郵便株式会社法施行規則第4条第2項第2号に「交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること。」と定められており、日本郵便が住民の生活動線を考慮することとなっている。

米山主査：簡易郵便局の運営が今後立ち行かなくなる可能性がないわけではなく、民間会社の日本郵便ではできない部分については地方公共団体とコストをシェアすることも必要だと思う。直接的な支援措置はあるのか。もし、ないならどうしていくのか。

事務局：現状、民営化に伴う経過措置として、固定資産税の減免があるが、恒久的な支援措置はない。毎年、税制改正要望を出しているが実現していない。過疎債がソフト事業に充当できると聞いているので、それを利用できないか検討したい。例えば、地域のコミュニティバスへの過疎債の支援があり、このような社会インフラに関する仕組みが活用できないか、今後勉強したい。

東條主査代理：郵便局ネットワークは日本郵便が各種事業の収益で賄われ維持されることになっており、そこに国や地方公共団体が支援するというのは違和感がある。会計分離すれば、ネットワーク部分への支援もありうるかもしれないが、それだと日本郵便にかなりの裁量が生じることになる。国や自治体がネットワークを支援することについてどう考えればよいか。

事務局：ネットワークの維持については、会社において収益の多角化を進めるなど経営努力が前提となっている。一方で、支援を考えるとし

ても郵便局の運営がどのくらい厳しいのかに関するデータ、規模感
は必要。

東條主査代理：局会社が分かれば支援しやすく、局会社に支援するのが分
かりやすいが、今は会社を統合している。規制当局として、どちらに
転ぶにしても、ユニバーサルサービスコストについてより詳細なデ
ータを持っておくことが必要。

事 務 局：ユニバーサルサービスコストについてはコストWGで検討してい
るが、先生の問題意識も踏まえて、どのようなコストの算定をして
いけばいいのか継続的な勉強をしているという段階だと思っている。

米 山 主 査：税金を使うという意味では厳密な計算が必要だが、地元が参加で
きる仕組みについても検討すべきだと考える。

東條主査代理：簡易局、直営局がどういうコストで運営されているのか分から
ない。ざっくりとした数値で良いので、各郵便局の売上、費用、利用数
などの基本モデルを知りたい。そうしたものがないと、委託料5万
円～28万円が適正かどうかを検証できない。

事 務 局：基本モデルについては粗々のものでもできないか検討する。

(2) その他

次回の本WGの開催日時は、別途連絡することになった。

以 上